

○ 上記内容の実効性を確保するために、広域戦略プランを踏まえ各種社会資本整備長期計画を見直すとともに、計画期間中でも柔軟に変更できるようにする。

2. 都道府県および市町村レベルの公共事業の効率性向上のための改革

高齢化の進行を見据えて、第一に、文化施設やスポーツ施設等ハコモノ整備の行き過ぎを是正し、バリアフリーなど新たなニーズへの対応を進める。第二に、他地域との連携を促進するネットワーク型投資に重点化する。

また、事実上中小・地元建設企業向けの雇用対策となっている事業の比重を低下させ、より付加価値の高い産業への転換に資する事業に切り替える。地方の公共事業選定にあたっては、住民の理解を進めるために、維持管理、減価償却まで含めたコスト計算を徹底するとともに、情報公開を推進する。

自立性の高い地方財政を構築するため、地域経営的観点に立って、地方の行政改革を進め、また、企業誘致を積極的に行って地方財源を拡充する。このため、地方公共団体は既存のインフラを活用して、これまで以上に観光資源など地元資源の再活用によって地域の魅力を高め、雇用創出に取り組む。

また、地域の財政基盤を正確に把握するため、地域の経済・産業動向を正確に把握するための地方の統計データ等を整備充実する。

さらに、財源面では地方の自主性と責任を重視し、第2章で述べたように、地方交付税についてはその配分基準をより明確にした上で段階的に縮小するとともに、従来型の補助金は総合補助金化するなど、地方の自主的な運営が可能な制度に変更する。

○ 単独でハコモノ整備を行う事業への支援措置を停止し、広域的な相互利用に転換する。

○ 各種地域振興立法について、これまでの役割を総点検し、その今後のあるべき姿について検討を行う。

○ いわゆる「上請け」(中小建設業者が受注し、大手建設業者がその下請けとなること)や、過度の分離分割発注等により公共事業の経済効率性を低下させないよう、発注制度の見直しを図る。

○ 長期化した公共事業に対してはニーズとの接点を明確化し、利用状況の事後評価を行い、その後の事業にフィードバックする。

○ 都心部の公共空間のバリアフリー化等、地域や社会のニーズに応じた公共投資が可能となるよう、公共投資の対象を柔軟に変更する。

3. 民間ダイナミズムの積極的導入と事業の透明性の向上

21世紀型インフラ整備では、民間活力を最大限活用するために、公的部門による戦略的インフラ整備と民間の積極的な参入を促すための規制緩和を行う。

情報分野では、光ファイバー整備と通信分野への新規参入を促進するための規制緩和を組み合わせ、環境では、環境ルールの設定と下水道整備、リサイクル施設と廃棄物処分場建設のための規制緩和を実施する。特に、地方圏の下水道整備の遅れは顕著であり、また都市圏ではゴミ処理施設の老朽化が進んでいる。したがって、官側のルール作りと民間投資誘発のための規制緩和という官民ジョイントマネジメントの新たな枠組みを構築する。

公共投資については、コスト削減を図るとともに、事業の透明性を高めるため、費用便益分析の活用を徹底する。また、各種事業の地域経済への影響や環境への影響を総合的に把握するための手法の検討を進め、これらを基に、総合的な事後評価システムの確立を図り、第三者による政策評価機関の設置等につなげる。さらに、住民参加を積極的に進め、これらの結果を用いた事業選定及び事後評価を推進する。

自治体事業の運営費用の透明性を高めるため、NPOや、民間の技術や資源を活用する。事業の会計手法は民間会計に準じたものとする。

民間の技術、経営力を積極的に導入するため、発注側の体制の不備を改善し、価格中心の発注体制から技術・経営評価に重点を置いた発注・入札方式に転換する。広域ブロック単位等で技術・経営評価機関を設置し、事前の需要予測及びアンケート調査などの先行調査をスピーディに行えるようにする。

PFI導入のための環境整備、法整備も緊急に進める。

- 道路、河川、土地改良、空港、港湾、漁港等各種公共事業について、費用便益分析の実施を原則とし、その結果を公表する。また各種公共事業について、事後的評価を行い、その結果を公表する。
- 技術評価、総合評価方式を導入するために、会計法に基づく大蔵大臣協議を簡素化し、また、地方自治法に基づく入札制度を改善する。
- 入札方式の多様化のため、発注者側体制を整備する。また、広域的な技術・経営評価機関を設置する。
- 技術の適切な評価を行うVE(バリュー・エンジニアリング)、設計施工技術を一体的に活用するDB(デザイン・ビルド)を導入する。
- 民間主導による活発な公共投資活動を促進するため、積極的にPFIの導入促進を図る。
- 官側のリスク負担による従来の安易な第三セクター経営を改め、今後のPFIでは、官と民とのリスク分担を明確にした契約方式による民主導型の事業に限定して推進する。
- 公共施設の有効利用の観点から目的外使用を促進するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等を弾力的に見直す。

II. 重点的に取り組むべき戦略プロジェクト

以上述べた原則に沿って、社会インフラ整備の計画手法を変革すると同時に、特に次にあげる分野では新しい整備手法を取り入れて、重点的に取り組む。

1. 都市の生活環境改善と国際競争力の向上

日本の都市環境は、地方都市の中心市街地の空洞化、大都市の国際競争力の低下などかつてない危機的状況に直面している。この原因を十分に分析し、良質な都市ストック形成のために、生活空間や自由時間の倍増を目指した都市の改善に積極的に取り組み、都市の生活環境や安全性や快適性を向上させる。

特に、今後の都市型生活文化産業の発展と経済のグローバル化に対応するため、国際競争力のある都市の再生が肝要であり、それを、21世紀最大のフロンティアの一つと位置づける。

まず、都市中心部の魅力を高め、都市政策のベクトルを「都市化抑制」から「都市への集積誘導」に転換し、職・住・遊・育・学・医等が高次に複合した多機能の魅力ある街づくりを実現する。また、利便性の高い都市交通の整備、ゆとりある都市生活の実現に努めるとともに、急速な高齢化の進展に適切に対処するために、街路整備やバリアフリー化を推進する。

大地震にも耐えられる都市構造への転換等都市の安全性を高めるとともに、グローバルな都市間競争に耐える魅力ある国際都市づくりを推進する。また、未来の都市形成のためのパイロットプロジェクトを実施する。

○ 都市は、我が国経済社会の重要な基盤であるとの認識に立ち、全国レベルの国家戦略としての都市整備方針を策定する。

○ 地震・災害に脆弱な都市からの脱皮

- 10年以内に密集市街地の半分を、延焼しない市街地に改善する。
- 耐震基準の強化と耐震改修への助成拡充を行う。
- 防災公園の拡充、床上浸水頻発地区の解消等を推進する。

○ 通勤時間の短縮、ゆとりある都市生活の実現

- 職住近接により、通勤時間を短縮する都心居住を推進する。
- 大都市圏におけるラッシュ時混雑率の大幅緩和を目指し、新線建設、複々線化、列車の長編成化、列車本数の増加等による輸送力増強を進める。
- 駐車場整備等により、道路、鉄道、空港等を有機的に活用するパーク・アンド・ライド(自家用車と公共交通の乗継ぎ利用)を推進する。
- 都市内の渋滞緩和を図るため、環状道路の整備、立体交差事業の推進、バスレーンの整備等を推進する。
- 省庁間連携により、モデル地区において、交通円滑化のための総合対策事業を実施する。

○ 未来都市型パイロットプロジェクトの推進

- 21世紀に向けた都市づくりのためのパイロットプロジェクトを推進する。
- 国レベルで審査会を設置し、プロジェクトの適格性について審査する。この審査に当たっては、都市計画法、建築基準法等の現行規制目的に代替する的確な要件を考慮に入れる等、弾力的な運用を行い、多目的用途で、高容積かつ超高層の建築を可能とする。この事業を実施するため、関係法律の改正を行い、国の強力なリーダーシップによる総合的な推進方策を構築する。

○ 国際アクセス24時間機能の強化

- 成田空港の機能拡充、及び羽田空港24時間化をはじめとする空港運用時間延長の推進を図る。
- 羽田空港をはじめとする混雑空港の処理能力向上施策(管制能力向上、地方施設拡充等)を推進すると同時に、第7次空港整備七箇年計画に即して首都圏第三空港の整備を着実に進める。

- 空港から業務拠点都市、ビジネスゾーン等を結ぶ都市内自動車専用道路網の整備を行う。また、都市計画道路の整備を積極的に推進する。

○ 景観の改善と地下空間の高度利用のため、電線類の地中化及び共同溝の整備等を強力に推進する。

2. インターネットを中心とした戦略的情報インフラ整備

21世紀の情報化は、インターネット中心に展開していくと考えられる。インターネットは、行政・企業等様々な情報公開を促進し、地域、個人と世界との時間距離の解消に役立つものであり、開かれた社会の構築、個人、地域の発展にとって重要な役割を担っていくものである。このため、国家戦略としてその高度化に重点を置いた政策を展開する。

まず、我が国のインターネット環境は、通信コスト、容量の面で大きく立ち遅れていることから、加入者系、幹線系双方で、通信容量をペタ(ギガの100万倍)レベルに大幅に拡大しつつ、ビット当たりの通信コストを1万分の1程度まで劇的に削減することに取り組む。

今日、これを可能とする技術革新が進んでいるが、情報通信分野は十分な競争市場が形成されておらず、これら技術革新の成果が活かされない状況にあり、以下のような積極的競争促進策を講じる。

第一に、インターネット通信分野への多様な主体の新規参入を加速する新たな電気通信ルールの確立に向けた規制緩和を推進する。

現在、電気通信事業法により、光ファイバー等の保有は、第一種電気通信事業者に厳しく限定されている。しかしながら、インターネットでは、ユーザーの多様な利用形態に応じ、様々なサービスが提供されるよう多様な事業者の参入が求められる。また、より活発な競争を促進するためにも、中小・ベンチャー企業を含め、多様な主体が自由に光ファイバーを保有、譲渡、転貸できるようにする必要がある。

第二に、立ち遅れたインターネット環境を改善していくためには、単に規制緩和を行うだけでは不十分であり、政府主導で、より積極的に新規参入を促進する。特に、中小・ベンチャー企業でも光ファイバーを保有できるよう、光ファイバーの敷設コストを大幅に削減する。

さらに、インターネットの加入者系のコスト低減に大きな効果を発揮するCATVインターネット、地域LAN等の整備に対する支援措置を充実する。

○ インターネットの電気通信規制の緩和による自由な活動の促進

- 電話以外のインターネット関連通信事業については、第一種、第二種の区分を廃止し、許可、登録、事前届出を必要とする現行制度を、原則事後届出制に変更し、多様な主体の自由な活動を促進する。

この場合、消費者の責任と選択に基づく的確な消費者保護を図るため、例えば、イ)電気通信事業者に対し通信サービスの品質等について民間第三者検査機関の検査と検査結果の公表を義務付ける、ロ)通信事業者の倒産等に対処するため、事業者が保有する光ファイバー、IPアドレス等について、一時保有、斡旋、譲渡等を行う機構を設立する等の措置を検討する。

- 地域毎、個別契約毎に料金割引、減免を自由に行える等自由な料金設定を可能とし、価格競争を活発化させる(ダイナミックプライシング制)
- インターネットの競争促進に資するため、企業や公的部門が所有する自営回線の自由な第

三者利用を認める。

○ 列島を縦横断する情報スーパーハイウェイの整備

- 民間の光ファイバーの敷設にかかる時間・コストを大幅に低減させるため、道路、河川、下水道等社会資本との一体整備事業を促進し、これらを有機的に結び、通信事業者の機材を収容するハウジングボックスを一定間隔で整備し、列島全体でペタレベルのネットワークの構築を可能とさせる(国土情報スーパーハイウェイの整備)。
- 当該スーパーハイウェイは、上記規制緩和を踏まえ、現行第一種以外の電気通信事業者も利用できるようにする。また、民間光ファイバーと公共施設管理用ファイバーとの同時一体施工を促進し、光ファイバー敷設コストのより一層の縮減を図る。
- 中小、ベンチャー企業も含めた多様な主体の参画をより積極的に促進するため、民間利用、民間への譲渡を前提とした地方公共団体等公的主体の光ファイバーの敷設を認め、促進する。

○ CATVインターネット(CATVの回線を利用した高速なインターネット)、地域LAN、xDSL(既存電話線等を高速通信に利用するための技術)等の促進による定額料金制導入促進

- CATVインターネットやマンション、街区、公共住宅等エリアLANの構築、農村電話等のインターネット化を促進するため支援措置を講じる。
- 特定の地域で独占的シェアを有する電気通信事業者の回線の第三者によるxDSL利用を促進するため、施設整備への助成を行いつつ、一定の目標を設定し、低料金でxDSL利用を可能とさせることを義務付ける。

○ 地域ペタ・ネット・モデルプロジェクトの実施と太平洋ペタ・ネットの構築

- 上記規制緩和、国土情報スーパーハイウェイ、地域LAN等の推進を踏まえ、国と地域、民間の協力によるモデルプロジェクトを実施する。
- 諸外国と協力して、太平洋を結ぶペタレベルのネットワークを構築する。

○ 強力な電子政府の実現

- 各省の法令、統計、官報等をホームページ化し、インターネット上で公開する。電子申請を推進するとともに、各種歳出、歳入事務等について、ペーパー主義を改め、インターネット化を推進する。
- 上記情報スーパーハイウェイにより整備される光ファイバーを活用し、政府、地方自治体等をペタレベルの高速インターネット通信回線で結び、強力な電子政府を実現する。この場合、民間へのアウトソーシングにより、IPバージョン6(次世代のインターネットの通信手順)や広域分散コンピューティング技術等最新技術を導入する。

○ 次世代道路交通システムの推進

- 高速道路にETC(ノンストップ自動料金収受システム)を配備する。
- 自動運転支援も視野に入れたスマートハイウェイを整備し、事実上の世界標準(デファクトスタンダード)獲得に向け標準システムを整備する。
- 渋滞、バス時刻表等交通情報を、民間が自由に活用できるようにする。

○ 高齢者、障害者のための情報システムの民間の開発を促進する。

○ コンピュータ西暦2000年問題に対処するため、積極的な情報の開示・共有と、危機管理計画・体制の構築に向けて早急に取り組む。

3. 環境ビジネスの創出と循環型社会の基盤構築

環境と経済の両立を進めるために、効率的な廃棄物処理・リサイクルシステムを担う静脈産業を発展させるとともに、環境ビジネスを次世代の先端ビジネスとして発展させる。また、民間企業が積極的に技術開発を行うための官民ジョイント型の枠組みをつくる。

例えば、燃料電池などの利用を家庭、オフィスにも拡大し、分散型の電力供給として活用する。これらの措置を講じるため、補助金の活用、インセンティブの導入を行う。

またゴミ問題や下水道施設への的確な対応を進めるため、国、自治体、事業者、国民の適切な役割分担を明確にしつつ、リサイクルを強化するとともに、排出者責任の強化やリサイクル製品等の使用促進のための需要開拓等を図り、循環型社会の基盤を構築する。

○ 民間活力を活用した一般廃棄物処理施設の更新投資、産業廃棄物処理、リサイクル施設の建設促進を図る。

○ 特に、広域協力体制を必要とする臨海部や地方の大規模工業団地内にPFI方式により複合的廃棄物処理施設、リサイクル施設を建設し、ゴミ・ゼロ化を目指す。

○ 広域処理や一般廃棄物と産業廃棄物をあわせた廃棄物全体の効率的な処理、リサイクルシステムを構築するため、一般廃棄物の処理への民間参入の促進等一層の規制緩和を推進する。

○ 下水道など地方公営企業の経営情報およびコスト情報を開示し、また整備の遅れた地域のニーズを明確にすることによって、下水道施設の整備を緊急に進める。

○ 大気汚染、土壌汚染、ダイオキシン類などに係わる明確な環境ルールの構築や責任体制の明確化を図るなど、環境規制の充実を図る。

○ 日本がアジアの環境ビジネスの拠点となるための国際排出権取引所を設置する。

4. 産学連携による地域再生と21世紀の人材育成

大学、公的研究機関、民間企業が所有する資金、資産、人材、ノウハウを自由に活用しシナジー効果を生み出す21世紀型産学連携のスキームを作り上げる。特に、地方において、国公立大学の開放により、大学エリア内への試験研究機能、ベンチャー機能の集積を図り、各地に日本版スマートバレーを構築する。

また、21世紀型リタラシー(読み書き能力)である「インターネット・リタラシー」の育成を図るため、コンピュータ教育の拡充とともに、外国語による情報収集、情報発信能力を育成するための環境整備を進める。

○ 国公立大学を地域・民間に開放し、大学構内に産学連携の核となるセンターを設置する。センター設置は、PFI方式により行う。

○ 地方の工業技術センター等試験研究機関の再編に当たっては、当該センターとの一体整備を行い、大学構内への試験研究機能の集積を促進する。

- センターに、地域のベンチャー企業やベンチャーキャピタルのためのオフィスを併設し、日本版スマートバレーの拠点とする。
- 地域に根ざした研究活動を活発化させるため、国公立大学への寄付金や特許料収入等を受けた大学が自由に運用、活用できる研究・開発基金を大学内に創設することを認める。
- また、当該基金への地方公共団体からの出資、国立大学内への地方の工業技術センターの併設等を円滑に進めるための新たな仕組みを創設する。
- 初等教育におけるインターネット環境の整備を強力に推進する。2001年までに、全ての学校を高速回線(例えば、10Mbps以上)で接続するとともに、同時に学校内・教室内LANを構築する。
- 特別教員制度の拡充を図り、コンピュータ教育、外国語教育のアウトソーシングを可能にする。

5. 高齢化社会に対応した街づくり

高齢者が安心して歩ける公共空間をつくり、ミニマムサービス型福祉政策から、民間による多様なサービスの提供を促進し、支援する基盤を整備する。

- 駅、バスターミナル、中心市街地等における上り下りのない歩行者動線を実現する立体的計画手法を導入する。段差のない広い歩道等バリアフリーの街づくりを推進する。
- 百貨店、病院、駅舎等不特定多数の者が利用する空間のバリアフリー化を促進する。
- 福祉サービス事業への民間参入を促進し、現状の措置方式を改め、国民の選択肢の拡大を図る。
- 駅前等に多目的に利用できる公共スペースを設置し、福祉サービスを行う民間事業者等に開放する。
- 住宅のバリアフリー化や、民間による高齢者賃貸住宅の建設促進を行う。

6. 新しい住宅政策の実現

中堅所得者の住宅取得に重点を置いた住宅政策を耐久性の高い良質な住宅ストックの供給を中心とする住宅政策へと転換する。今般の住宅税制の変更は、住宅投資の拡大に大きく寄与すると考えられるが、十分なスペースを備えた高質で多様な住宅整備を進めるため、さらなる方策について検討する。

また、住宅の質の改善を消費拡大の柱とし、情報ビジネス、環境・エネルギービジネスなどの新規事業創出につなげる。

- ライフスタイルの多様化に対応した住宅政策として定期借地権の活用、定期借家権創設などによる賃貸住宅の充実、中古市場の活性化を図る。
- 住宅の性能表示、性能保証による耐久性向上と住宅履歴簿の整備等により、消費者メリットを拡大する。リフォーム、中古住宅流通市場を活性化する。
- 建物の構造や耐震度等を適切に評価するシステムを構築し、建物の資産価値を高める。このため、民間活力の活用等により中立的評価機関を緊急に立ち上げる。

○ 高齢化社会への対応、介護目的の家族用賃貸住宅、リバースモーゲージの導入等を推進する。

7. 国際交流時代に対応した魅力ある空間の拡大と情報発信の促進

国際的な観光や移動の活発化に対応するため、美しい街並みや風景を活用した観光・ビジネス拠点の整備に努め、魅力ある空間を拡大することにより、世界の人々が集いにぎわう魅力的な国づくりを目指す。

○ 海外からの旅行者が滞在できる国際水準の観光拠点を整備する。

○ インターネット等、新しい情報ネットワークを活用した観光・ビジネスに関する情報発信体制を整備する。

○ 神社、仏閣、史跡など日本固有の文化財や施設の維持、整備を行い、文化的拠点として活用を図る。

○ 街づくり会社、NPO等による地域活性化の取り組みを支援し、多様な交流拠点づくりを促進する。

おわりに 一活力と魅力ある日本の創造に向けて

日本経済はいま、「海図なき新たな航海」に旅立とうとしている。しかし、その眼前に広がる光景は決して暗黒の海ではなく、希望と活力に満ちた輝かしい未来である。

第1章から第5章にかけて提言してきた数々の構造改革を断行した暁の日本経済は、従来とは全く異なる新しい姿をみせるだろう。スリムで効率的な政府の下で自由闊達な競争が展開され、新しいビジネスや新規産業が次々と勃興する。国民一人一人が保護や規制から一人立ちし、自己責任と自助努力をベースとして自由な発想と創造性をいかに発揮することによって自らの生み出す付加価値を高めることが成長の源泉となる。新しい価値を生み出そうという一人一人の意欲と熱意、創意工夫の積み重ねが豊かさや競争力の源泉になる。個々人が個性や独創性を持ってリスクに果敢に挑戦する姿勢が高く評価され、その成果に対して正当な報酬が与えられる。そして、次世代を担う若者や今日の日本の発展を築き上げてきた高齢者も生き生きと希望を持って豊かな生活を営める…そうした社会が実現するはずである。

ともすれば、これまでの日本の経済社会は急激な変化を嫌い、弱者保護の名の下に既得権益の維持を優先してきた結果、既存秩序の枠組みは大きく崩れず、改革の歩みは遅々としていた。しかし、経済のグローバル化や少子化・高齢化等の経済構造変化が予想を上回るスピードで進行するなかで、変化に対する後追いの対応はもはや経済の活力を喪失させるだけでなく、将来への希望をも失わせかねない。1980年代前半の米国経済も双子の赤字と貯蓄率の低下、企業の国際競争力の喪失等、様々な問題を抱えていた。しかし、小さな政府の実現と抜本的な規制緩和・撤廃、大幅な所得・法人減税等を柱とするレーガノミックスに加えて、マイクロレベルでの株主利益重視の経営の徹底的追求とそれを容認する柔軟な社会システムをバックに、米国経済は90年央には見事な蘇生を成し遂げた。最近でこそ、アングロ・アメリカン流の経済システムの影の部分も目立ってきているが、日本も従来の過度に公平や平等を重視する社会風土を「効率と公正」を機軸とした透明で納得性の高い社会に変革して行かねばならない。勿論、21世紀の日本が目指すべき社会は「弱肉強食」の無秩序かつ破壊的な競争社会であってはならない。それは、個々人の「選択の自由」と「失敗を許容し、再挑戦が可能な風土」に裏打ちされた真に安心できる社会でなければならぬ。

歴史を紐解けば、日本は過去幾多の困難に遭遇してきたが、その度に困難をバネにして世界史

の上でも希にみる輝かしい発展を遂げてきた。それを可能としたのは、環境の激変に的確に対応し更なる飛躍の原動力としたきた国民の柔軟性と叡知に他ならない。確かに、日本経済は現在極めて困難な状況にあるが、明治維新、第二次大戦後の苦境と混乱を想起すれば、現在は遙かに恵まれた環境下にある。このような歴史的転換期に直面するわが国にとって、現在のような逆境はむしろ未来に向けての絶好のチャンスと受け止めるべきである。情報通信ネットワーク社会の到来、高齢化社会の進行、環境問題への対応、世界的な規模での競争激化(メガコンペティション)等の環境変化は、新たな飛躍のチャンスを増大させる。それだけに、改革の断行はもはや一刻の猶予も許されず、国民一人一人が意識改革と自己革新を行うことを通じて新しい日本を構築していかなければならない。

経済戦略会議は、21世紀に向けて「活力と魅力ある日本の創造」を目指して政官民が各々の立場で全力を傾注すべきであり、とりわけ政府の強力なリーダーシップの下で我々の提言が速やかに実行に移されるならば、日本経済が安定的な成長軌道に復帰し力強く再生する日も近いと確信する。